

あさぎり町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の 人件費率
令和 5年度	人 14,338	千円 12,812,391	千円 852,408	千円 1,575,544	% 12.3	% 12.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和 5年度	人 163	千円 594,345	千円 40,241	千円 245,731	千円 880,317

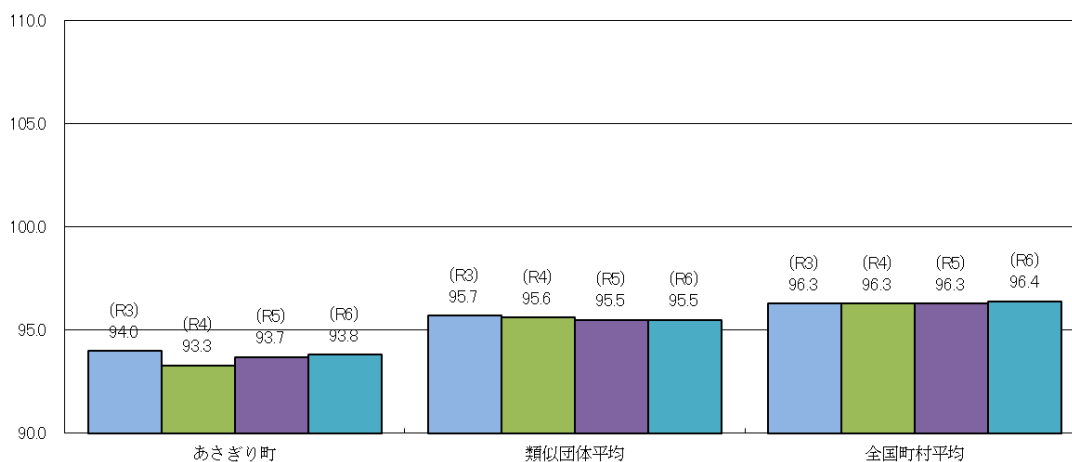
(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与 費
千円 5,401	千円 5,532

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

平成29年4月1日、給料表の水準平均引き下げを実施。若年層については平均1.0%引き下げ、50歳代の高齢層については平均2.5%の引き下げを行い、激変緩和措置として、当分は現給保障を実施。(令和6年度終了)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

	各年度の支給割合											
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1 日時点	遡及 改定 後									
国基準に よる支給 割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
あさぎり 町の支給 割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

--

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
あさぎり町	44.4 歳	323,745 円	358,795 円	336,042 円
熊本県	42.4 歳	321,156 円	410,148 円	362,985 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	- 円
類似団体	41.8 歳	305,642 円	350,143 円	330,782 円

②技能労務職

(注)1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		あさぎり町	熊本県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	-	173,700 円	-
	中 学 卒	-	156,700 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	-	-	358,233 円	-
	高 校 卒	-	-	349,167 円	366,200 円
技能労務職	高 校 卒	-	-	-	-
	中 学 卒	-	-	-	-

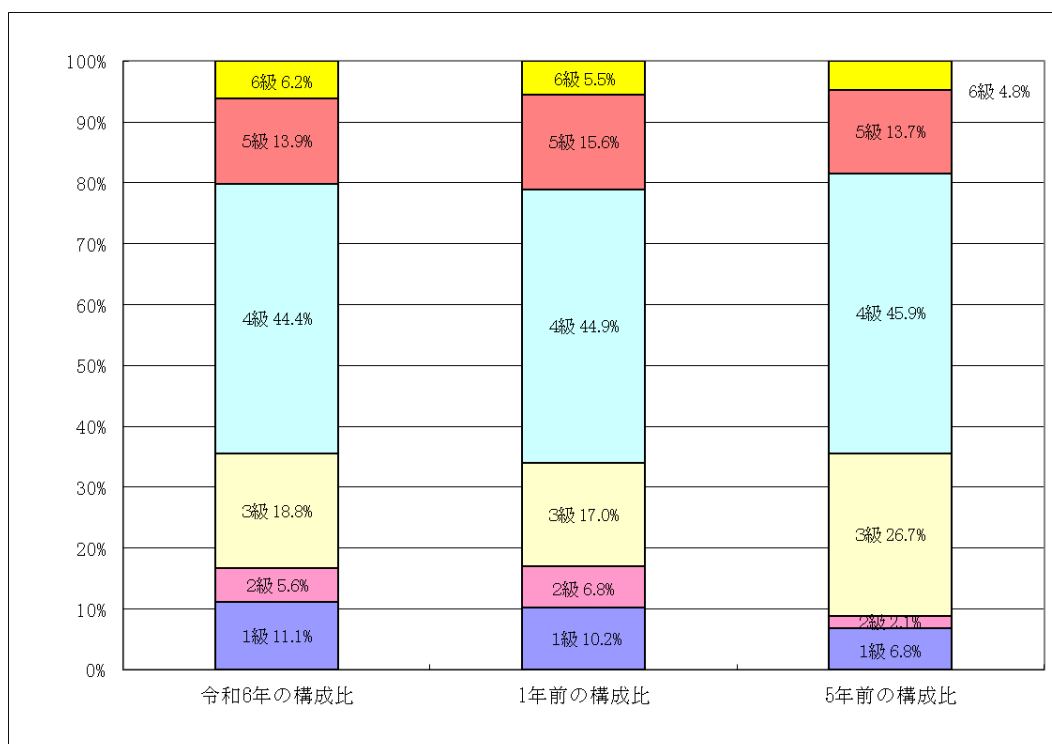
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

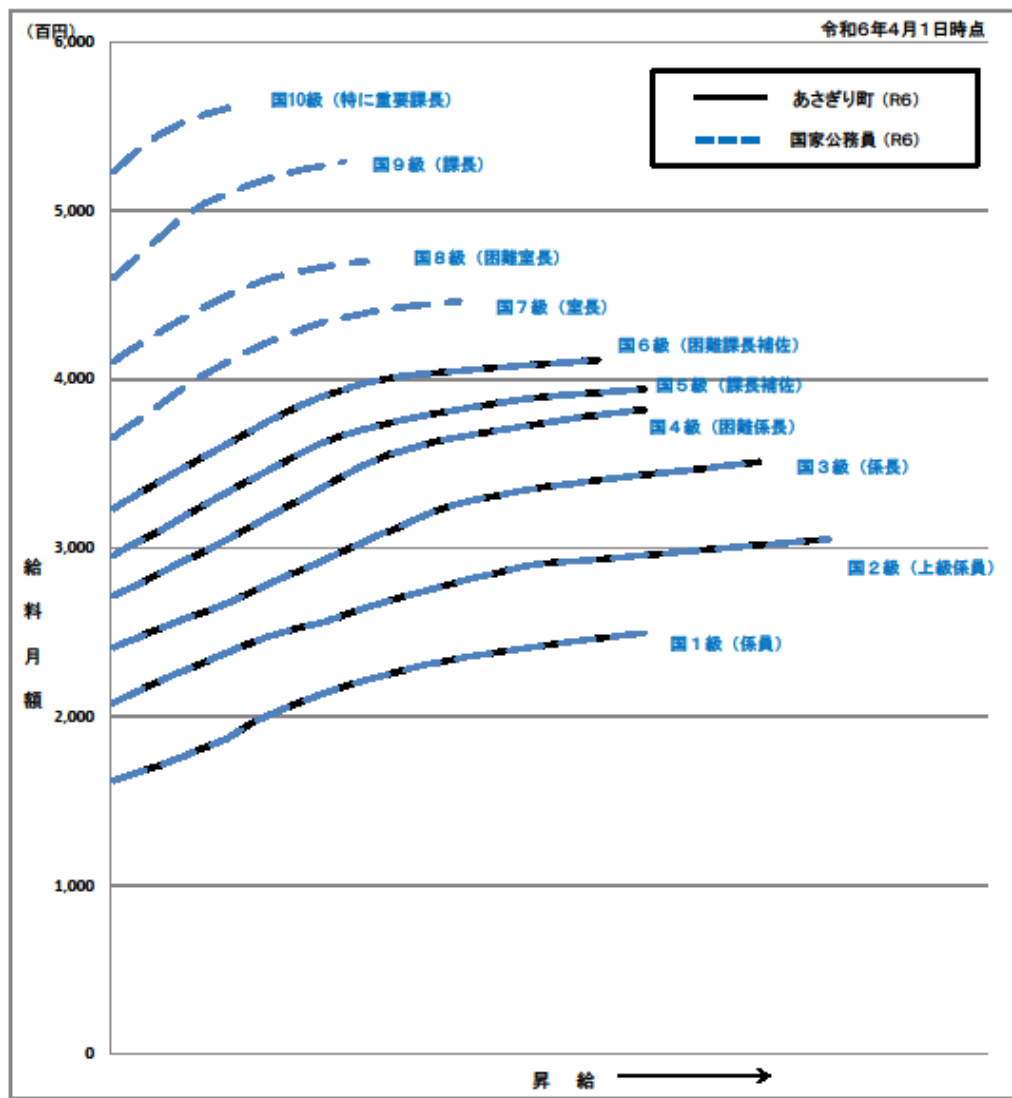
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事、技師の職務	16 人	11.1 %	183,500 円	258,100 円
2 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	8 人	5.6 %	230,000 円	308,500 円
3 級	参事の職務	27 人	18.8 %	265,300 円	354,700 円
4 級	課長、室長、局長、審議員、支所長及び課長補佐の職務(5級及び6級に掲げる職務を除く。)並びに主幹の職務	64 人	44.4 %	298,800 円	386,100 円
5 級	相当の経験を有する課長、室長、局長、審議員、支所長及び課長補佐の職務(6級に掲げる職務を除く。)	20 人	13.9 %	321,300 円	398,200 円
6 級	総務課長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職務	9 人	6.2 %	355,200 円	415,700 円

(注) 1 あさぎり町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和8年1月		令和8年1月	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

あさぎり町	熊本県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,507 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,778 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和7年6月		令和7年6月	

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

あさぎり町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.66 月分 24.58 月分 勤続25年 28.03 月分 33.27 月分 勤続35年 34.73 月分 40.80 月分 最高限度 47.70 月分 47.70 月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.66 月分 24.58 月分 勤続25年 28.0 3月分 33.27 月分 勤続35年 39.75 月分 47.70 月分 最高限度 47.70 月分 47.70 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算 退職時特別昇給 なし 1人当たり平均支給額 9,151千円 21,522千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45%加算

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支 給 実 績(令和5年度決算)			875 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			875 千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都	20 %	1 人	20 %
福岡市	10 %	0 人	10 %

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			480 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			60 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			4.1 %	
手当の種類(手当数)			2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫 作業手当	感染症又は家畜伝 染病の貿易に従事 する職員	感染症又は家畜 伝染病の防疫に従 事したとき	0 千円	日額 500 円
救護施設しらが ね寮勤務手当	救護施設に勤務す る職員	救護施設における 介護業務に従事し たとき	480 千円	月額 5,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	23,515 千円
職員1人当たり平均支給額 (令和5年度決算)	163 千円
支給実績(令和4年度決算)	22,371 千円
職員1人当たり平均支給額 (令和4年度決算)	164 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む職員1人当たり平均支給年額(○年度決算)

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 ・22歳までの子 10,000円 ・22歳までの子以外 6,500円 (15歳～22歳の子には5,000円加算)	同	-	23,838 千円	231,437 円
住居手当	居住するために借り受けている職員に対し、家賃に応じた額支給(上限28,000円)	同	-	7,978 千円	221,611 円
通勤手当	・交通用具を利用している職員に対して距離に応じ2,000円から31,600円を支給 ・交通機関を利用する職員に対し、55,000円を限度として支給	同	-	4,832 千円	39,607 円
管理職手当	管理職にある職員に対し定額を支給。総務課長41,000円、課長・局長34,000円、審議員25,000円、課長補佐(町長が定めるものに限る)21,000円	同	-	7,187 千円	399,278 円
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ず同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対し30,000円を基本額とし距離に応じ8,000円から70,000円を加算して支給			0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対し、4,400円を支給。ただし、救護施設における宿日直勤務については6,600円を支給。	一部異なる	救護施設における支給額	3,593 千円	23,638 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	787,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
	副町長		900,000 円／639,000 円	
報 酬	議 長	316,000 円	340,000 円／252,000 円	
	副議長	261,000 円	275,000 円／196,000 円	
	議 員	237,000 円	243,000 円／174,000 円	
期 末 手 当	町 長 副町長	(令和5年度支給割合) 2.45 月分		
	議 長 副議長 議 員	(令和5年度支給割合) 2.45 月分		
退 職 手 当	町 長 副町長	(算定方式) 787,000円×在職年数×500/100 605,000円×在職年数×290/100	(1期の手当額) 15,740,000 円 7,018,000 円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

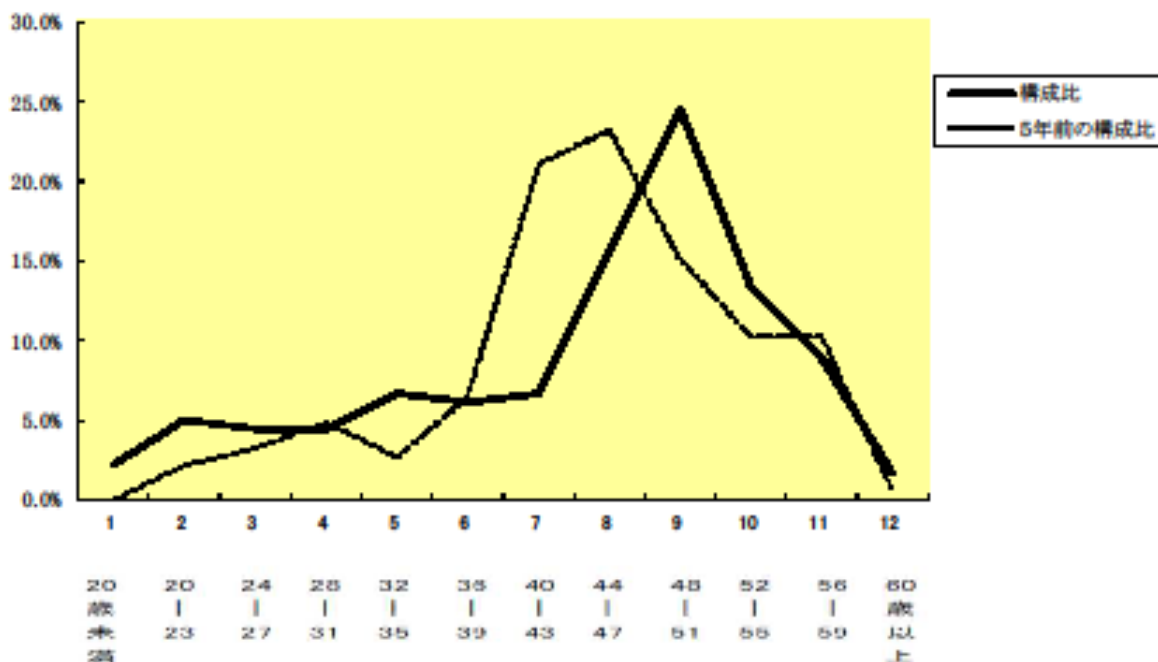
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	病 気 職 員 退 職 早 期 退 職 1 名 補 充 な し
		総 務	43	44	▲1	
		税 務	11	12	▲1	
		農 林 水 産	18	18	0	
		商 工	8	8	0	
		土 木	10	10	0	
		民 生	33	33	0	
部 門	計	衛 星	18	19	▲1	コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 業 務 終 了
		計	144	147	▲3	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 100.43 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 107.31 人)
		教 育 部 門	16	16	0	
		消 防 部 門				
		小 計	160	163	▲3	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 111.60 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 128.81 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	6	6	0		
	下 水 道	4	4	0		
	そ の 他	9	9	0		
部 門	小 計	計	19	19	0	
		合 計	179 [220]	182 [220]	▲3 [0]	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 124.84 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 4	人 9	人 8	人 8	人 12	人 11	人 12	人 28	人 44	人 24	人 16	人 3	人 179

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	H31 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	146	145	148	145	147	144	▲2 (▲1.4%)
教育	18	17	17	16	16	16	▲2(▲11.1%)
普通会計計	164	162	165	161	163	160	▲4 (▲2.4%)
公営企業等会計計	21	18	17	19	19	19	▲2 (▲9.5%)
総合計	185	180	182	180	182	179	▲6 (▲3.2%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比 率
令和 5年度	千円 392,370	千円 39,732	千円 24,961	% 6.4	% 8.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	市町村平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 6	千円 13,895	千円 1,147	千円 5,741	千円 20,783	千円 3,464	千円 6,119

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和 6 年 4 月 1 日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
あさぎり町	41.7 歳	318,250 円	383,291 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

あさぎり町(水道事業)		あさぎり町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和5年度) 956 千円		1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,507千円	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (-)月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分	
勤勉手当 2.05月分 (-)月分		勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算率 5～10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算率 5～10%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

あさぎり町			あさぎり町 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.66月分	24.58月分	勤続20年	19.66月分	24.58月分
勤続25年	28.03月分	33.27月分	勤続25年	28.03月分	33.27月分
勤続35年	34.73月分	40.80月分	勤続35年	34.73月分	40.80月分
最高限度	47.70月分	47.70月分	最高限度	47.70月分	47.70月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円			1人当たり平均支給額 9,151千円 21,522 千円		

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			0 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給割合)
東京都	20 %	0 人	20 %
福岡市	10 %	0 人	10 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			0 %	
手当の種類(手当数)			1 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫 手当	感染症又は家畜伝 染病の防疫に従事 する職員	感染症又は家畜 伝染病の防疫に従 事したとき	0 千円	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	613 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	102 千円
支給実績(令和4年度決算)	1,647 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	274 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 ・22歳までの子 10,000円 ・22歳までの子以外 6,500円 (15歳～22歳の子には5,000円加算)	同	-	558 千円	93,000 円
住居手当	居住するために借り受けている職員に対し、家賃に応じた額支給（上限28,000円）	同	-	0 千円	0 円
通勤手当	管理職にある職員に対し定額を支給。総務課長41,000円、課長・局長34,000円、審議員25,000円、課長補佐（町長が定めるものに限る）21,000円	同	-	74 千円	12,333 円
管理職手当	管理職にある職員に対し定額を支給。総務課長41,000円、課長・局長34,000円、審議員25,000円、課長補佐（町長が定めるものに限る）21,000円	同	-	0 千円	0 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比 率
令和 5年度	千円 566,691	千円 84,034	千円 27,371	% 4.7	% 4.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	市町村平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 4	千円 15,607	千円 1,259	千円 5,974	千円 22,840	千円 5,710	千円 6,024

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
あさぎり町	45.5 歳	335,937 円	404,979 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

あさぎり町(下水道事業)	あさぎり町(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,494 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,507 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05月分 (-)月分 (-)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算率 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算率 5~10%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

あさぎり町			あさぎり町 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.66月分	24.58月分	勤続20年	19.66月分	24.58月分
勤続25年	28.03月分	33.27月分	勤続25年	28.03月分	33.27月分
勤続35年	34.73月分	40.80月分	勤続35年	34.73月分	40.80月分
最高限度	47.70月分	47.70月分	最高限度	47.70月分	47.70月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	
(退職時特別昇給	なし	)	(退職時特別昇給	なし	)
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	9,151千円	21,522 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			0 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給割合)
東京都	20 %	0 人	20 %
福岡市	10 %	0 人	10 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			0 %	
手当の種類(手当数)			1 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫 手当	感染症又は家畜伝 染病の防疫に従事 する職員	感染症又は家畜 伝染病の防疫に従 事したとき	0 千円	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	79 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	20 千円
支給実績(令和4年度決算)	33 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	8 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 ・22歳までの子 10,000円 ・22歳までの子以外 6,500円 (15歳～22歳の子には5,000円加算)	同	-	529 千円	132,250 円
住居手当	居住するために借り受けている職員に対し、家賃に応じた額支給（上限28,000円）	同	-	193 千円	48,250 円
通勤手当	管理職にある職員に対し定額を支給。総務課長41,000円、課長・局長34,000円、審議員25,000円、課長補佐（町長が定めるものに限る）21,000円	同	-	51 千円	12,750 円
管理職手当	管理職にある職員に対し定額を支給。総務課長41,000円、課長・局長34,000円、審議員25,000円、課長補佐（町長が定めるものに限る）21,000円	同	-	408 千円	408,000 円